

民生常任委員会

1 開 議 平成29年3月13日(月)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第16号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第17号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 陳情第8号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書について

民生常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席	
委員	印南典子	出席	
	中川雅之	出席	
	藤田紀夫	出席	
	黒澤昭治	出席	
	本澤節子	出席	
当局	保健福祉部長	岩井芳朗	出席
	高齢者幸福課長	齋藤雅徳	出席
事務局	議事調査係長	宇津野豊	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりです。

当局の出席者は、岩井保健福祉部長、齋藤高齢者幸福課長です。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎議案第16号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第16号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 保健福祉部長の岩井でございます。また、本日同席をしております高齢者幸福課長の齋藤でございます。

議案第16号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして議案上程の際、概略説明をさせていただいたところではありますが、本日担当の齋藤高齢者幸福課長のほうから改めましてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） おはようございます。高齢者幸福課長の齋藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、私から議案第16号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、議案書84ページからになります。まず最初に、86ページの議案書補助資料をごらんいただきたいと思ひます。概要であります。このたびの大田原市介護保険条例の一部改正につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、地域支援事業のうち認知症総合支援事業につきましては平成30年4月1日から実施するものとしておりましたが、事業実施の準備が整いましたことから、開始時期を1年繰り上げ、平成29年4月1日から実施することに伴ひ、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、87ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。改正の内容であります。大田

原市介護保険条例附則第15条第3項中、「平成30年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「平成30年4月1日」を「平成29年4月1日」に改めるものであります。

議案書の85ページに戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回、平成30年4月1日から行うものということで、1年早まったという事業なのですが、この中の事業で市役所としては何人ぐらいその事業にかかわる人間というのはふえるような形になるのかをお伺いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） ご説明させていただきます。

このたびの認知症総合支援事業の概要でございますが、まず2点ございまして、まずは認知症初期集中支援推進事業というものがございます。具体的には、認知症初期集中支援チームの配置というものを考えておりまして、この中でまず非常勤の職員といたしましては市が2名、それと作業療法士、予定でしているところなのですが、作業療法士2名、それと看護師、介護福祉士の資格を持つということで、この2人につきましては市の職員を考えております。総数で言いますと、支援チームの配置になりますけれども、全体で6名程度になるかと思っております。特別職も含め、市の職員も含めて6名程度になるかと思っております。

それともう一点、事業の内容につきまして、2点目といたしまして、認知症地域支援・ケア向上事業というものがございまして、この中では認知症地域支援推進員の配置というものが規定しておるところであります。この支援推進員につきましては、資格を持っているということでございまして、高齢者幸福課の職員1名を配置するというようにしております。全体的に申しますと、非常勤の特別職といたしましては市の2名、それと作業療法士2名、合計4名、それと市の職員といたしましては、支援チームのほうが看護師、介護福祉士の資格を持つ職員が2名とあわせて、ケア向上事業の認知症地域支援推進員のほうに1名を予定しております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにありませんか。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） これは体制の問題なので、認知症のご家族または認知症の当事者、そういう方の費用負担がふえるということはありませんね、今回の条例全体で。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 今ご質問の件なのですけれども、特に費用がふえるというところは考えられないかと思っております。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 体制づくりは大田原は非常に早いのですけれども、要はその当事者、認知症の方または市民の方が本当に安心して利用できる、ゆっくりと利用できるというあたりのご配慮を十分お願いしたいと、このように思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第16号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第16号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第17号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第17号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 議案第17号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議で概略を私のほうから説明をさせていただきます。本日齋藤高齢者幸福課長のほうから改めましてご説明をさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議案第17号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書88ページからになりますが、まずは90ページの議案書補助資料をごらんいただきたいと思います。概要であります。このたびの大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法の一部改正により、本条例の引用条項が変更になったため、介護保険法の改正に合わせて条例の一部を改正するものであります。

また、地域包括支援センター等に配置される主任介護支援専門員の資格要件がこれまでは主任介護支援専門員研修を終了した者とされておりましたが、このたびの介護保険法施行規則の一部改正により更新制が導入されることに伴い、本条例中の資格基準の規定を改正するものであります。

続きまして、91ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正の内容であります。大田

原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第1条中、「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改めるもので、これは介護保険法の引用条項の変更に伴い、改正するものであります。また、第4条第1項第3号中「(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。)」を「(省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を終了したものをいう。)」に改めるもので、これは主任介護支援専門員の資格要件として更新制が導入されたことに伴い、改正するものであります。

議案書89ページに戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

印南委員。

○委員(印南典子君) 当市で、この条例そのものには関係ないのですが、ちょっと興味があるので伺いたいのですが、この主任介護士支援専門更新研修というのは内容的にはどのような、例えば時間数にしたら何時間の講義を受けてとか、そういうのがおわかりだったら教えていただきたいのですが。お願いします。わからなければ大丈夫です。

○委員長(高瀬重嗣君) 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(齋藤雅徳君) ちょっと手元に詳しい資料がございませんが、後で事務局のほうにお届けするというところでよろしいですか。

○委員(印南典子君) はい、大丈夫です。済みません、お手数かけます。

○委員長(高瀬重嗣君) 本澤委員。

○委員(本澤節子君) 今回の制度改正の中で主任の指導者の方の給与、または介護の主任の方ができたことによって介護者の人員、職員、人員の変化というのは考えられているのですか。

○委員長(高瀬重嗣君) 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(齋藤雅徳君) お答えいたします。

まず、この資格を取ることによりまして、それなりの金銭的なものが反映されると思います。これは当然介護報酬として引き上げ対象となりますので、ご本人にとってはその資格を持つことによりまして、それで言うと有利というか、採用面も含めましてそういったことは考えられるかと思えます。

以上でございます。

○委員(本澤節子君) 人員、その方が主任になったことにより、現場で働く職員がふえるとかということ、ふやすとか。

○委員長(高瀬重嗣君) 続けてどうぞ。

○高齢者幸福課長(齋藤雅徳君) そこは、全体的なその施設の人員がふえるというふうにはつながらないかもしれないのですが、個々一人ひとりで言うと、その資格を持つことによりましてそれなりの報酬が得られるということで考えれば、そういった資格を持つ人がふえるという点では、人員の増というのですか、資格を持った人員の増ということで考えれば、ふえるかと思えます。

○委員(本澤節子君) 了解です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにありませんか。

黒澤委員。

○委員（黒澤昭治君） この主任介護支援専門員の研修を終了した者をいうというのですけれども、この終了した者というのは何名ぐらい大田原市には該当になる人がいるのですか。

（「調査する人。調査する資格のある人」「これが報酬制になったということね」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） お答えいたします。

私どもで各事業所の個々、個別のそういった資格を持った方の集計というのをしておりませんので、現段階ではちょっと不明であります。

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） ちょっと補足なのですけれども、主任介護支援専門員の研修を終了した者。その前段として、介護支援専門員というのがまずいるわけです。その人の中で主任の介護支援専門員がいるというふうなこと。各事業所にその介護支援専門員がいて、その中で主任の介護支援専門員がいて、そういう形なのですけれども、今課長から申し上げましたように、各事業所に介護支援専門員がいて、各事業所には少なくとも1人ずつは主任の介護支援専門員を配置しなければならないということになっている。通常だと、その資格をまず取得して、今回の改正では5年しか有効期限がないというか、その後5年以内にもう一度更新をして、継続するという形。そして、主任介護支援専門員の質の向上であったり、そういったものを磨いていってほしいということで今回この更新制が入ったということで、先ほど課長が申し上げましたように、主任専門員の数につきましては各事業所まちまちなものですから、ちょっと市のほうで把握をしていない。ですから、個々の例えば特別養護老人ホーム、グループホームで主任介護支援専門員がいます。その方が期限が切れそうになったときに、今度新たに更新を受けないと、今度主任専門員として資格がなくなってしまうよ、仕事ができなくなってしまうよということなのです。なものですから、その事業所事業所で、私どものほうでも2年ないし3年に1度ぐらい指導監査ということで行って、そういったものをチェックをして、期限が切れていないかとか、そういったものをチェックしております。事業所のほうでももちろんチェックをしておりますので、そういったときに、そろそろ気になっていそうなので、ではこの主任専門員についてはこの次に研修をかけましょうというふうなことで指導していただくということで、直接何人ということでは把握はして……

（「もっと、もう少し」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 黒澤委員。

○委員（黒澤昭治君） 済みません。この支援専門員というのとはどのようなことで資格を取るのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 済みません。施設に入所している方の利用者のケアプランを作成する業務がまず主です。その人、その人に合って、この人にはどういうふうな介護サービスが必要なのか。人それぞれ全然違いますので、体の不自由な方もいれば、認知症の方もいる。いろんな状況に応じた、この人にはどういう介護サービスを提供するのがいいのかというのを、まず本人の状況、家族の状況、そういった

ものを把握した上で決めていく、計画を策定していくというのが大きな仕事になります。

○委員（黒澤昭治君） いや、私が聞いているのは、この資格を、どういうあれで資格を取れるのかということなのです。例えば、看護学校で取ったとか、看護師なら看護の……

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） まず、資格を取る際に、一番最初の段階なのですけれども、実務研修というのがございまして、その後に実務従事者のまた基礎研修というのがありまして、実際ここまでは当初の研修でございまして、その後更新研修というのが、専門研修の課程1と専門課程の2ということで30時間から20時間程度別々に、ですから合計すると50時間程度になるかと思うのですが、それを受けた後、主任介護支援専門員の研修というのを受けるよう、これが64時間程度なものですので、合計するとちょっと相当な時間数はかかるような資料になっております。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 今現在主任介護支援専門員でいらっしゃる方がいらっしゃるわけですがけれども、これ、この更新制度がスタートするに当たって、このスタート時点ではまず全員にこの更新研修というのを受けてもらうのか、それともこの免許を取得したところに遡及して、そこから5年たっている人からこの研修を行うのかということ、この研修を受ける対象者にとっては関心のあるところだと思うので、教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） お答えいたします。

この主任介護専門員研修ですか、これを終了した年度ごとに資格、その有効期間、それは違っているようでございます。例えば、18年度、平成18年から23年度取得した方については、主任の有効期間が平成31年3月31日となっておりますので、主任更新研修は平成28年度、29年度、30年度に受講できるということでございます。

今回、参考までに、平成27年度の終了した方、この方に関しましては主任有効期間というのが平成33年2月12日になっておりまして、更新研修については30年、31、32年度に受講できるということでございます。ですから、取得をした年度によって有効期間もそれぞれ違ってきますので、当然に受講できる年度も変わってくるということでございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） そうしますと、更新制度が今回導入される前から、免許には有効期限があったということなんでしょうか。普通更新制度がなければ、免許というのはずっと有効だったと思うのです。更新制度というのが導入されて、5年という免許期間ができて、その間に研修を、講習を受けなければ更新できないという理解だと思うのですけれども、そうすると、更新がなくても免許を書きかえるというようなことは以前からあったということなんでしょうか。ここがよくわからない。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 今回の導入でそういった更新制というような有効期間ができたということです。

○委員（印南典子君） ですよ。

- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） それ以前に取得された方については、ずっと継続して……
- 委員（印南典子君） そうですよ。そういうことですよ。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） なっておるということでもあります。
- 委員（印南典子君） わかりました。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 済みませんでした。
- 委員（印南典子君） いいえ。
- 委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。
- 委員（中川雅之君） 印南さんの続きになるのですけれども、せっかくこうやって法が改正されて、やっぱり用意ドンで始まるのですから、大田原市独自にという形でも、一度やっぱり全員で主任の研修を用意ドンで受けさせて、その研修費というのを実際的には補助するとか、やっぱりそういう形で用意ドンでやっていながら、そうすれば一回で研修は終わってしまう部分というものではないのかと私は思うのです。この辺でみんなばらばら、ばらばらで、やっぱり研修を受けさせる。市のほうでもそうすれば把握もしやすいし、いろんな形でできる部分というのはあるのではないかなとは思いますが、その辺の市の考え方というのはどうなのかなというふうな気が。
- 委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） お答えいたします。
- このたびの研修につきましては、まず管轄が登録した都道府県になるということで、そうしますと当然に、研修につきましても都道府県単位で実施するということが前提になっているようです。
- 委員（中川雅之君） 都道府県ということですね。では、そこをもし東京で受けた場合には、東京で研修をしなくてはならないということなのですか、登録をした都道府県ということは。
- 委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 研修が登録証の交付都道府県で受講と書いてございますので、当然東京で登録された方、当然登録証が出ているわけなので、そこで交付された方については東京都の主催する研修を受けるということになるかと思えます。
- 委員長（高瀬重嗣君） 藤田委員。
- 委員（藤田紀夫君） ただいまの答弁だと、東京で取られた方、実際に今栃木県で働いている方もいらっしゃるわけで、すると更新のたび東京へ行かなくてはならないということの煩雑さを克服するためには、栃木県で更新のときに取り直すということはできないですか。更新のたびに東京へ行かなくてはならないのかどうか。
- 委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 資料が手元にございませんで、それもあわせて答弁は後でよろしいでしょうか。申しわけございませんでした。
- 委員長（高瀬重嗣君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤昭治君） 先ほど中川委員のほうから質問があったところに、講習の費用的なものも発生するのであればというようなことが出たと思うのですが、その件はどうでありますか。要するに、受講料というのかな、それは発生しないのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） この主任介護支援専門員というのは、先ほど申しあげましたように、ケアプランを作成する業務のほうになっているのですけれども、それを作成することによって介護報酬もそこに発生して、市のほうから支払う。ですから、その講習を受けるというのは、基本的には事業所が負担をして、あるいは個人が負担する場合がありますけれども、ほとんどは多分事業所で負担してくれるのではないかと思うのですけれども、その辺細かいことはわかりませんが、その資格があることによって介護報酬が発生するということがありますので、基本的には市のほうで助成するとかというのではなくて、事業所なり個人なりの負担でお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 例えば、車の運転免許とか各種国家試験なんかでもそうですけれども、更新時期が近づいてくるとお知らせが来ます。間もなく更新時期です、手続なり講習なり、いついつまでに研修を受けてくださいという。そういったお知らせみたいなものは、やはりこれは都道府県単位なので、都道府県が行うのか。例えば、車の免許証なんかだと、安全協会から来ますよね。そういったことの事務というのはどちらがつかさどるか、おわかりだったら教えていただけませんか。

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 基本的には、当然市は管轄をしておりませんので、市は一切個人ごとの、どの人がいつ期限が切れるかというのは把握はしておりませんし、もちろん数もわからないという状況にあります。それをどこがつかさどるのかといっても、多分今現在、県のほうであるのかどうかもちょっとはっきりはわからないのですけれども、ただ免許証の更新のように、安全協会であったりとか、そういうことの通知というのは特にないのではないのかなと思いますけれども。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） でしたら、そこのところはちょっと問い合わせ等をしていただいて、はっきりしてもらわないと、運転免許証などもうっかり流してしまう人、結構いらっちゃって、こちらもやっぱり更新をしないと免許が流れてしまうというような説明が本会議でもあったと思うので、そういったことが起きないように対策をしてあげないと、それで本人任せですと、講習を忘れてしまうというようなことがあって、せっかくこんな長い時間研修を受けて取った免許ですから、それをそれで流してしまうというのはとても気の毒なので、何かそのような配慮が市のほうでもできればしていただきたいというふうに要望します。

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 先ほども申しあげましたように、うちのほうから事業所のほうには2年ないし3年に1度市の指導監査ということで入っております。その際には、この資格の有無も確認をして、有効期限の確認をして、そういった指導もしておりますので、あと事業所のほうでも、先ほど申しあげましておりますように、この資格がないとケアプランを立てることができないということになりますし、事業所のほうでもある程度は職員の資格要件の管理というのはしておりますし、うちのほうからも事業所に対してはそういう指導をしておりますので、そういったところで、この資格で職業についているということですので、ですので、本来からいけば、他人が、あなたの資格切れますよと言われる前に自分が、自分

の職業でありますので、やっぱりそこはきちっと自分の自覚の上で管理をしていただく。あわせて、事業所でも指導をしていただく。そこに県でも市でも指導をしていただくというような、そんなことで対応していくという感じを持っております。

○委員（印南典子君） それでは、三重ぐらいにセーフティーネットが張られているということですね。事業所、それから県、それから市の指導ということの理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） はい。

○委員（印南典子君） はい、わかりました。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、次に意見を行います。皆さんから発言はございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） やはり事業所がその辺をきちんと把握して、やっぱりきちんとした形でやれるように市のほうも、きつくというのではないですけれども、徹底していただければ非常にありがたいなと、こう、思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はございませんか。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） こういう新しい制度をつくるに当たって、市はやはり施設の財政補助というのでしょうか、その辺のことは当然考えないと、勉強に出せないと思うのですよね、今ぎりぎりの人数で。低人数で働いておる、これはありますので、そういうあたりも十分考慮していただきたい、このように思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第17号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第17号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

保健福祉部長、高齢者幸福課長はご退席ください。

（執行部退席）

◎陳情第8号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、次に日程第3、継続審査中の陳情第8号についてを議題といたします。

本件につきましては、12月12日の本委員会で継続審査となりました案件であります。再度確認の意味で、

12月12日の本委員会での審議内容の再確認と、それに伴う調査方法について事務局から説明を求めます。
事務局。

○事務局（宇津野 豊君） 私から説明をさせていただきます。

タブレットの3ページ目になります。3ページの内容につきましては、12月12日の常任委員会の際にお示しした内容でございます。簡単に陳情の内容についておさらいをさせていただきたいと思っております。

提出者は、宇都宮市戸祭台29—17、栃木県保険医協会会長、長尾月夫氏からございました。

陳情書の趣旨といたしましては、現在厚生労働省の社会保障制度審議会医療部会で「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しの検討を行っている。その陳情の内容としまして、70歳以上自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなどの患者負担増が提案されている。この陳情は、現行の制度を継続してほしいという旨の内容でございました。

厚生労働省としましては、①は下野新聞の記事、それから②、改正の目的としましては、持続可能な医療保険制度を構築する必要がある。能力負担に応じた負担、給付の適正化を求める必要があるというような内容をお示したところでございます。

4ページになります。それを受けまして、12月12日の審議内容と各委員からご指摘がありました内容について調査をいたしましたので、ご説明いたします。

12月12日の審議の内容を整理させていただきますと、中川委員からは、国の動向、それから保険医協会についてどのような団体なのかというようなご指摘がございました。それから、印南委員からは、患者側と医療機関の両面からの検証が必要である。藤田委員からは、国がいつ結論を出すのかわからない中でずっと継続するわけにはいかない。継続するなら1回限りと思っているというご意見がございました。また、高瀬委員長からは、保険医協会は本当に医師や歯科医師の意見を代表している団体であるのか。医師会と保険医協会の両方に加入している医師がいるのかというようなご意見もございました。

これを受けまして、私なりに3項目に分けて調べてみました。1つ目が国の動向であります。2つ目が、保険医協会の活動内容、登録者数、医師会との別及び両団体の加入の可否。3つ目は、12月定例会後の県内市議会の取り組み状況という3点を調査させていただきました。

まず、1点目の国の動向についてでございますが、12月定例会以降の平成29年1月25日に開催されました保険医部会資料から、これは抜粋でございますが、黒丸3つになりますが、低所得者への一定の配慮ということでございまして、1につきましては12月の審議時点よりも国では進んでおりまして、高額療養費、後期高齢者医療制度について低所得者への一定の配慮がなされているというような検討が行われております。

次に、2について説明をいたします。タブレット5ページになります。2につきましては、これは提出者であります栃木県保険医協会への聞き取りで行った調査でございます。その中で、保険医協会とは国民の医療を守る運動と開業医、これがポイントなのですが、開業医の日常診療と経営権利を守るパートナーとしての役割ということで、主な役割内容を記載してございます。

また、登録者につきましては、保険医協会県内登録者が現791名。開業医の4割、開業歯科医師の約3割が登録されているということでございました。もちろんこの登録は任意でございます。それを受けまして、栃木県内の医師の数はどのようなものなのかということで、開業医、それから通勤医も含めて調べました

ところ、県内では約5,400人の医師がいらっしゃいます。5,400人に対して791名ですので、約17.4%の医師が登録をしているということが考えられます。

次に、保険医協会と医師会の活動についてですが、これは全く行動は別ということでした。これは医師会に聞き取り調査をした内容でございます。

また、この陳情に関する医師会の見解、これを確認させていただきましたら、審議会の制度見直しに関する情報等には医師会としてはないというようなことでした。

最後に、保険医協会と医師会、両団体の加入状況でございますが、活動が全く別なため加入者数は不明であるが、両団体に加入している医師、歯科医師はいると思われるというようなことでした。

次に、12月定例会以降の県内市議会の動きについてご説明をいたします。タブレット6ページになります。12月定例会時は陳情自体が提出されていなかったという市もございました。12月定例会では本市同様に継続審査とした市議会が4市ございました。その後、年明け2月2日、栃木市議会、2月3日に佐野市議会において委員会を開催し、結論を出しております。両市とも不採択ということでした。その審議内容といえますか、論点は、この陳情は現行体制の継続との趣旨であります。国の審議会で見直しに際し、低所得者への配慮が検討されている上、本制度の根幹である財政基盤の確保がやはり重要ポイントであるというような見解でございました。

この表も、その後3月の定例会で3つの市議会の各常任委員会がやはり結論を出してございまして、3月7日に那須塩原市、3月8日に鹿沼市、3月10日に宇都宮市がいずれも不採択というような結論を出してございます。審議の論点につきましては、先ほど申しあげました論点と同じような内容でございました。

私から以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、これより陳情第8号に対する意見を行います。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 介護保険については、被保険者がどんどん費用負担がふえるという方向で今国の数字が動いております。例えば私の母なんかは、90歳なのですけれども、施設に入っていて、以前は月6万数千円であったものが、今13万数千円と。これは部屋代と食事代を徴収しますということになります。また、きのうだったか通知が届いてございまして、もっと細かい面で1日の費用がふえるという報告がありました。それで、私も非常に心配しているところではありますが、今の日本の介護制度そのものが金のあるところから取っていくというような感じがございます。これは非常に正しくないというふうに思いますので、反対です。つまり、この陳情に賛成です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの皆さんの意見はございますか。

印南委員。

○委員（印南典子君） この2月2日に不採択されたところで、低所得者への配慮がされているところがあるのですけれども、この配慮がされるということが具体的に見えてきていないのが現状だと思っております。配慮がされるという、本当に実質的な配慮になっているのかどうかというのは疑問に感じるところです。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの委員の皆さんの意見はどうですか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 前回の12月12日のその委員会のために、私は国の動向と保険医協会について指摘をさせていただいて、今回ということなのですが、今現在、国のほうでもやはりその趣旨である低所得者への一定の配慮というのはなされているか、なされていないかということで、やっぱり進んでいないという、あの当時はやっぱりそういう話があったので、その辺ではある程度国のほうでもやっぱりそれなりにきちんとした形で制度化もされてくるような形になってきているので、その辺では、ある程度国の動向というのに対してはやっぱり適切に行われているというのがあるのかのかなと思うのと、もう一つは、今回のこの団体といいますか、その辺でも、やはり医師会という形とも全く別で、ある程度栃木県の中でもこれだけの登録者数はいても、全体的な母体としてはやっぱり明確な母体という部分があるので、その辺での団体から出されたものに対して議会がといたときには、やっぱり慎重にやっていかなくてはならない部分というのもあるので、そういう部分では、私としてはやっぱり今回は栃木市、佐野市さん、また那須塩原市さんとか鹿沼市さん、宇都宮市さんなんかもそれらを通した中での不採択を受けたと思うので、大田原としてもやっぱり不採択でいくべきかなと思っております。

○委員長（高瀬重嗣君） 藤田委員。

○委員（藤田紀夫君） 高額医療費と後期高齢者の窓口負担増ということなのですが、高額療養費、これもやっぱり財源がなければ成り立たないものでありまして、ないから値上げする。値上げするばかりではなくて、今回は以前の市議会の内容よりも一歩進んで、所得に応じた低所得者への配慮も盛り込まれてきたという点では、以前の内容と違うのかなと思っております。この陳情が出された時点の状況とは違うということ、いずれにしても財政がなければこの保険制度は成り立ちませんから、一方で財政制度を維持しながら医療制度も維持し、そして今回は低所得者への配慮も入ってきたということで、まだ数字的には明記されておられませんけれども、そういう考えが入ってくるということであれば陳情の内容よりも進んできているのかな。

もう一つ、この陳情された団体から見ると、今17.4%ぐらいの医療機関の方が入っている。やはり医療に携わる人の大方の意見ではないのかなというところに私も疑問はするところでありまして、私はちょっと、今回はこの陳情については異を唱えるところであります。

○委員長（高瀬重嗣君） 黒澤委員はどうなのですか。

○委員（黒澤昭治君） 私も保険医協会、医師会との違いというようになっている状態なので、両方とも同じ意見でなければ私は賛成はできませんという思いです。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員、先ほどの一定の配慮がどのようなものか聞きたいというふうにお考えと言いましたけれども、そうすると印南委員の意見というのはどうすればいいということですか。

○委員（印南典子君） 可決か否決かということですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 可決か否決かというか……

○委員（印南典子君） 賛成か反対か。

○委員長（高瀬重嗣君） そうというか、要するにどう。ここで継続というものもあるのですが、余り継続、継続とやっていくのもあれだとは思いますが……

○委員（印南典子君） 結論としては、これは賛成するという意味は私のほうにはないのですが、ただ、初めにこの値上げの幅だけは決まっておりますよね。なので、でも、こういう……

○委員長（高瀬重嗣君） 値上げ……

○委員（印南典子君） 値上げというか、割合が決まっていますよね、1割負担から2割というような幅に。それは決まっていますよね。負担割合の増加というのは案として出ている。だから、こういうことを決めるときには、その配慮に関しても同時に示していただければ、私たちが判断をしやすくなるのかなという気持ちはありますけれども、ただいろいろ財源の問題であるとか、そういうことでいたし方のないところかなというふうには思っております。

○委員長（高瀬重嗣君） 先ほど事務局から説明ございましたけれども、平成29年1月25日開催の第103回社会保障審議会医療保険部会の資料によれば、高額療養費のところで見ますと、①の70歳以上の現役並みの所得者、②、70歳以上の一般部分、③、70歳以上の低所得者それぞれの負担のあり方について議論されていて、①に関しては現役世代と同額の負担限度である。要するに、我々と同じ所得。区分を細分化することや年単位の上限を制定して、低所得者に一定の配慮というのは、負担限度額を抑えるべきというふうに考えてよろしいのではないかと思います。

○委員（印南典子君） それはどれぐらい抑えられるかという具体的な数字が見えないのですよねということだけなのですけれども。負担のほうは決まっているわけではないですか、現役世代と同等というふうに。ただし、その配慮される人が一体、ではどれぐらいの具体的な配慮か。例えば、自分がその立場だったら、そこは気になる場所ですよ。自分が低所得者の老人で高齢者であった場合には、では私たち一体どれぐらい配慮されるのということなので、片方で具体的なものが決まっているのであれば、もう片方も具体的なところが出ていけばなおよかったのかなということ。ですから、だからだめだということではなくて、今後そういうところが改善されていけば、よりこういった法案改正とかというのが国民とかに伝わりやすくなるのではないのかなという感想です。

○委員長（高瀬重嗣君） はい、わかりました。

それでは、継続審査というのを考えていってよろしいですか。

○委員（印南典子君） 考えていません。

○委員長（高瀬重嗣君） 皆さんのほうでよろしいですか。

○委員（印南典子君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、ほかに発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、採決いたします。

陳情第8号は不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

陳情第8号につきまして採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（高瀬重嗣君） 起立少数であります。

よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日はこれもちまして常任委員会を散会いたしますが、引き続き予算審査特別委員会第2分科会に切りかえ、開会いたしますので、よろしく申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前10時50分 散会

民生常任委員会委員長
